



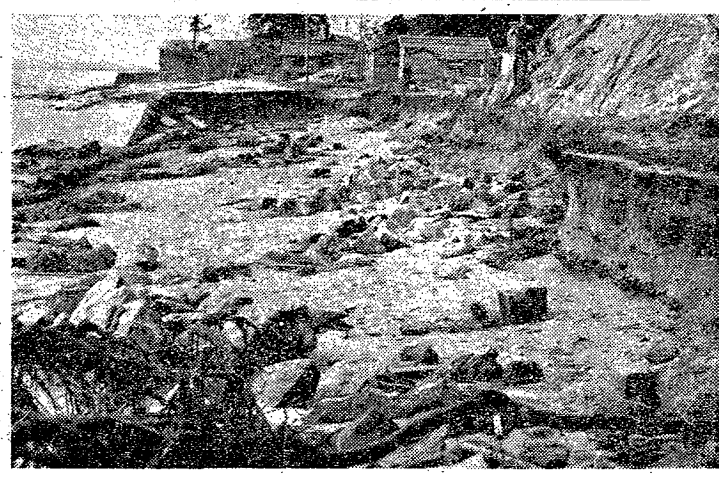
発行所 一丁目 和歌山県企業課 和歌山県印刷所 印刷所 和歌山県印刷所 定価 1日1部 2円50銭

大暴れのルース台風

被害総額一七億円

十四日午後六時三十分、ルース台風は、四島の北東に上陸した。ルース台風は、その勢力を北北東に、鹿児島県を通過して中国及び近畿地方に襲ったため、本県一帯は被害状況をとりまき、政府や関係方面へその実状を報告した。十月十七日現在判明した被害状況は次の通りである。

耕地	四九町歩
耕地公備地	四八ヶ所
林道	一五、三二〇米
荒廃林地	六九町歩
木材流失	七、〇〇〇石
災害防止林	四九町歩
製材工場	一〇ヶ所
開拓公共施設	一七ヶ所
水産公共施設	三八ヶ所
漁船	九四隻
農作物	四七〇、六六三、〇〇〇
土木関係	二八ヶ所
河川	四一ヶ所
海岸	九七ヶ所
砂防	二ヶ所
道路	二ヶ所
橋梁	一三ヶ所
港灣	一三ヶ所
公共施設関係	四八
市町村公共施設	四八
県有建物その他	一三
公共施設関係	二八、七三六
非住家の被害	四〇九戸
住家の被害	三三二戸
全壊	三三戸
半壊	四一六戸
床上浸水	六七七戸
床下浸水	二八二戸
産業経済関係	四〇九戸



田辺市附近の道路決壊状況

海南市附近の耕地冠水状況を観る小野知事

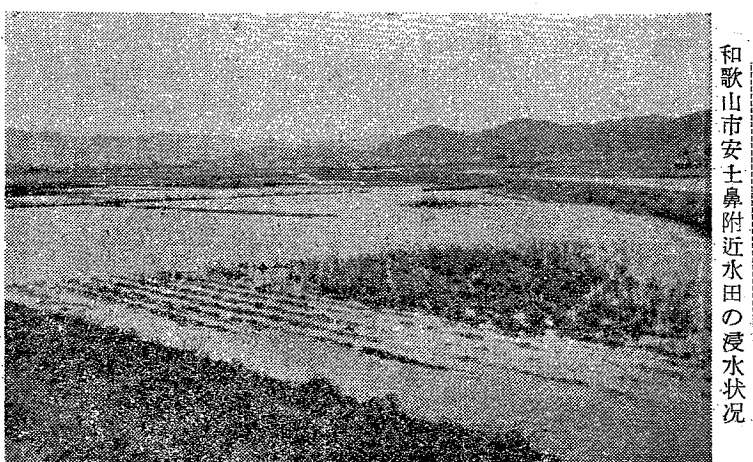


活躍した救助本部 救護物資等續々輸送

十月十七日十七時三十分、平均風速三、四メートルのルース台風が、南西に吹込み、十五日六時四十分過ぎに、高潮の危険があり、県民が避難所へ避難し、午後九時過ぎに風速二〇メートルをこえ、各町市救助本部に指令を受けた。救助本部は、救助物資の輸送に活躍した。

復旧費の全額国庫負担 県、政府関係方面へ要望

県が市町村その他の公共団体に負担する復旧費は、全額国庫負担を要望している。これは、本県は南海トラフ地震に被災する恐れがあるため、復旧費の全額国庫負担を要望している。政府及び関係方面へ要望している。



和歌山市安土鼻附近水田の浸水状況

少年保護条例制定さる

十一月三日施行

和歌山県少年保護条例は、十一月三日施行される。この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第一章 総則

第一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第二十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第三十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第四十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第五十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第六十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第七十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第八十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十一条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十二条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十三条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十四条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十五条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十六条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十七条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十八条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第九十九条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

第一百条 この条例は、少年の不良行為を防止し、その健全な育成を図ることを目的とする。

少年を愛護し世に大

十月二十四日は国連デー

国連の認識を深めよう

来る十月二十四日は、国際連合の創立の日である。この日、世界の各国民は、国際連合の目的と理想を深く認識し、その発展に力を尽くさなければならない。国際連合は、第二次世界大戦の惨状を背景として、人類の平和と協力を目的として設立された。その使命は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進することである。我々日本人は、この国際連合の理想を深く理解し、その発展に貢献する責任を負っている。この日、我々は、国際連合の目的と理想を深く認識し、その発展に力を尽くさなければならない。

平和日本の進むべき道

世界政治の国際法の原則は、平和と協力を基として成り立っている。日本は、この原則を深く認識し、その発展に貢献する責任を負っている。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。

国際連合は平和の守り

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

日本と国際連合

日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。

日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。日本は、国際連合の理想を深く理解し、その発展に力を尽くさなければならない。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。国際連合は、世界の平和を維持し、国際法の原則を促進するための組織である。

小麦の増収をめざし
よい品種を選びましょう

今年度の秋作は、小麦の増産が急務である。小麦の増産には、品種の改良が不可欠である。よい品種を選び、適切な栽培方法を用いることが、小麦の増産の鍵である。

貯蓄標語の入選者決定

貯蓄標語の入選者決定が発表された。入選者は、貯蓄の重要性を広く知らしめるための活動に貢献した。入選者は、貯蓄の重要性を広く知らしめるための活動に貢献した。

成人体力健康検査

成人体力健康検査の結果が発表された。検査の結果、多くの参加者が健康増進の成果を挙げた。健康増進の成果を挙げた。

季節の園芸

季節の園芸の楽しみ方について紹介する。季節の園芸は、健康増進とストレス解消に効果的である。健康増進とストレス解消に効果的である。

